

建築関係法令等

法令等	内 容	問合せ先
○建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) ○札幌市建築基準法施行条例 (昭和 35 年札幌市条例第 23 号) ○札幌市建築基準法施行細則 (昭和 35 年札幌市規則第 33 号)	建築物の建築や増改築、用途変更等を行う場合、工事着手前に建築主事の確認を受けることが必要	札幌市都市局建築指導部 建築確認課 電話 011-211-2846
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法） (平成 27 年法律第 53 号)	建築基準法の規定による確認の際、省エネ基準への適合判定手続きを求められる場合がある。	札幌市都市局建築指導部 建築確認課 電話 011-211-2846
○消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) ○札幌市火災予防条例 (昭和 48 年札幌市条例第 34 号) ○札幌市火災予防規則 (昭和 48 年札幌市規則第 64 号)	建築基準法の規定による確認を受ける場合、消防長又は消防署長の同意が必要となるほか、建物の維持管理に当たり、必要に応じて消防長又は消防署長に届出が必要	札幌市消防局予防部 査察規制課 電話 011-215-2050
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法） (平成 18 年法律第 91 号)	特別特定建築物で、床面積が 2,000 ㎡以上の建築物を新築、増築、用途変更等を行う場合、基準適合が必要	札幌市都市局建築指導部 建築安全推進課 電話 011-211-2867
○札幌市福祉のまちづくり条例 (平成 10 年札幌市条例第 47 号) ○札幌市福祉のまちづくり条例施行規則 (平成 11 年札幌市規則第 3 号)	公共的施設の新築、増築、用途変更等を行う場合、建築確認申請を行う 14 日前までに市長と事前協議が必要	札幌市都市局建築指導部 建築安全推進課 電話 011-211-2867
○駐車場法 (昭和 32 年法律第 106 号) ○札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 (昭和 40 年札幌市条例第 20 号) ○札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則 (昭和 40 年札幌市規則第 57 号)	特定用途で、床面積が 2,000 ㎡以上の建築物を新築、増築又は用途変更する場合、建築確認申請を行う前に市長に届出が必要	札幌市都市局建築指導部 建築安全推進課 電話 011-211-2867

法令等	内 容	問合せ先
○自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 (昭和 55 年札幌市法律第 87 号)	一定の用途と規模の施設は、駐輪場の設置が必要	札幌市まちづくり政策局 総合交通計画部 交通施設担当課 電話 011-211-2275
○札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例 (平成 13 年札幌市条例第 30 号) ○札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則 (平成 14 年札幌市規則第 1 号)	一定の用途と規模の施設は、駐輪場の設置が必要 高さが 10m を超える建築物の新築、増改築等を行う場合、建築確認申請を行う 30 日前までに建築計画の概要を記載した標識を設置し、近接住民に建築計画の概要等の説明や市長に届出が必要	札幌市都市局建築指導部 建築安全推進課 電話 011-211-2867
○札幌市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 (平成 12 年札幌市条例第 32 号) ○札幌市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則 (平成 12 年札幌市規則第 65 号)		札幌市都市局建築指導部 建築安全推進課 電話 011-211-2867
○宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和 36 年札幌市法律第 191 号)	一定規模以上の切土、盛土を行う場合、工事着手前に市長の許可が必要	札幌市都市局市街地整備部 開発指導課・規制担当課 電話 011-211-2512
○大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号)	小売業を行う店舗面積が一定以上のものは事前届出が必要	札幌市経済観光局 経営雇用支援部 商業・経営支援課 電話 011-211-2372
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) ○札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例 (平成 4 年札幌市条例第 67 号) ○札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則 (平成 5 年札幌市規則第 9 号)	事業の用に供する部分の延床面積が 500 ㎡以上又は地下含め 3 階以上の建築物の新築等を行う場合、廃棄物の面積や保管場所などについて、建築確認申請前（概ね 25 日前）に市長に届出が必要	札幌市環境局環境事業部 事業廃棄物課 電話 011-211-2855

法令等	内 容	問合せ先
○建築物用地下水の採取の規制に関する法律 (昭和 37 年法律第 100 号) ○札幌市生活環境の確保に関する条例 (平成 14 年札幌市条例第 5 号) ○札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則 (平成 15 年札幌市規則第 4 号)	揚水施設（動力を用いて地下水を採取するための施設）で、揚水機の吐き出し口断面積の合計が 6 cm²を超えるものを設置する場合、設置工事の着手前に市長に届出が必要	札幌市環境局環境都市推進部 環境対策課 電話 011-211-2882
○都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号) ○札幌市緑の保全と創出に関する条例 (平成 13 年札幌市条例第 6 号)	敷地面積の一定割合以上を緑化すること及び建築確認申請書に許可書を添えて提出することが必要 ※本件土地の種別は業務系市街地	札幌市建設局みどりの推進部 みどりの管理課 電話 011-211-2522
○流通業務市街地の整備に関する法律 (昭和 41 年法律第 110 号)	大谷地流通業務団地の建設可能な施設に関すること	札幌市都市局市街地整備部 総務課 電話 011-211-2582
○景観法 (平成 16 年号外法律第 110 号) ○札幌市景観条例 (平成 19 年札幌市条例第 54 号) ○札幌市景観条例施行規則 (平成 20 年札幌市規則第 30 号)	建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更であって、延べ面積が 10,000 m²を超える場合、高さが 15m を超える場合、又は壁面の長さが 50m を超えかつ高さが 10m を超える場合、その他工作物の新設で一定規模を超える場合、工事着手の 30 日前までに市長に届出が必要	札幌市まちづくり政策局 都市計画部地域計画課 電話 011-211-2545
○給水装置工事設計施工指針	直結加圧給水を受けようとする場合、建築確認申請を行う前に水道局長との事前協議が必要	札幌市水道局 給水部給水装置課 電話 011-211-7081

法令等	内 容	問合せ先
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和 45 年法律第 20 号) ○札幌市特定建築物衛生指導要綱	特定用途で、延べ床面積が 3,000 m²以上（学校等は 8,000 m²以上）の建築物を新築、増築又は用途変更する場合、建築確認を受ける前に保健所長との事前協議が必要。また、建築物の使用開始後に保健所長への届出が必要。	札幌市保健福祉局保健所生活環境課 電話 011-622-5165
○水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) ○札幌市専用水道事務取扱要領 ○札幌市簡易専用水道指導要領 ○札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱	水道水以外を水源に含み、1 日最大給水量が 20m³ または 100 人を超える居住者に水を供給する施設（専用水道）の新設、増設若しくは改造工事を行う計画が決まった場合、保健所長の確認が必要 飲用井戸及び受水槽方式の給水設備を設ける建築物について、建築確認を受ける前に保健所長と事前協議が必要	札幌市保健福祉局保健所生活環境課 電話 011-622-5165
○電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)	一定の高さを超える建築物及び構造物は、事前協議等が必要となる場合がある	総務省北海道総合通信局無線通信部陸上課 電話 011-709-2311 (内 4644)
○屋外広告物法 (昭和 24 年号外法律第 189 号) ○札幌市屋外広告物条例 (平成 10 年札幌市条例第 43 号) ○札幌市屋外広告物条例施行規則 (平成 11 年札幌市規則第 21 号)	屋外広告物を掲出する場合、掲出前に市長の許可が必要	札幌市白石区土木部維持管理課 電話 011-864-8125
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 (昭和 30 年北海道条例第 77 号)	学校、病院、図書館及び児童福祉施設等の敷地から一定の範囲内にある地域は、風俗営業の営業制限地域となる。	北海道公安委員会 電話 011-251-0110

法令等	内 容	問合せ先
○文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号)	計画区域の総面積が 1ha 以上となる事業計画における土木工事等の施工に当たっては、事業計画策定後（事業地を取得してから）、教育長に調整協議書の提出が必要（提出窓口：埋蔵文化財センター）	市民文化局文化部 埋蔵文化財センター 電話 011-512-5430
上記のほか、建築物の用途や設備等により法令、要綱等の対象となる場合がある。		